

■第1章 調査研究のねらいと方法

1 調査研究のねらい

いわゆる社会的入院者の地域生活への移行について、より円滑な退院を目的として平成15年度から精神障害者退院促進支援事業が国庫補助事業として開始された。本事業は、その目的を精神科病院に入院している精神障害者のうち、症状が安定しており、受け入れ条件が整えば退院が可能である者に対して、退院訓練を行うこと等により、社会的自立を促進しようとするものである。実施主体は、都道府県及び政令指定都市であり、精神障害者退院促進支援事業運営委員会、自立促進支援協議会等を組織し、具体的な退院訓練は、自立支援員によって実施されていく事業である。

障害者自立支援法が施行されることによって、本事業は、いわゆるメニュー事業から障害者自立支援法による事業として位置づけられ、都道府県が実施主体として限定された。今後、全国的な展開が望まれるところである。

そこで、本調査研究では、これまで実施されてきた精神障害者退院促進支援事業の内容を調査し、その有効性を検証すると共に退院促進支援に有効なシステム、ツール等について提言することによって、全国でそれぞれの地域特性にあった方法で退院促進支援が活発に実施されることを目的としている。

2 調査研究の方法等

(1)調査研究方法

①都道府県及び政令指定都市に対する精神障害者退院促進支援事業に関する調査(1次調査)の実施

都道府県及び政令指定都市の障害保健福祉主管部局を対象として、各自治体の人口、精神科入院患者数等の基礎的データ、障害者自立支援法施行前後の精神障害者退院促進支援事業の実施状況について質問紙郵送による悉皆調査によって、事業実施の実態と地域特性について把握するものとした。

②都道府県及び政令指定都市に対する関係機関ヒアリング調査(2次調査)の実施

上記アンケート調査(1次調査)の結果をもとに平成17年度事業実施自治体のうち、退院促進支援事業が効果的に実施されている都道府県及び政令指定都市8か所(岩手県・福島県・埼玉県・三重県・岡山県・香川県・長崎県・大阪市)を選択し、それぞれの障害保健福祉部

局担当者、事業を委託されていた地域生活支援センター等の精神保健福祉士及び精神科病院の精神保健福祉士に対してヒアリング調査を実施し、退院促進支援事業が有効に展開される要因を分析すると共に、事業実施の課題と抽出することを目的として実施した。

③退院促進事業利用者に対するヒアリング調査(2次調査)の実施

関係機関等に対するヒアリング調査と同じ都道府県及び政令指定都市8か所において、退院促進支援事業によって退院することができた利用者を対象にグループインタビュー方式でヒアリング調査を実施した。本調査は、利用者からヒアリングをすることによって、地域生活をおくる上でのフォーマル・インフォーマルなサポートの実態と、退院に至った要因及び利用者の視点から退院促進支援事業の成功要因を分析することを目的とした。

(2)研究体制

本調査研究は、社団法人日本精神保健福祉士協会精神医療委員会を中心として実施した。